

# 福井県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

(日時) 令和2年5月5日 (火) 14:00~

(場所) 県庁10階 総合防災センター

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 国の基本的対処方針の概要

(2) 本県の現状

(3) 今後の福井県の対応

(4) 医療従事者支援等

### 3 閉 会

## 基本的対処方針の主な変更点

### 1. 緊急事態宣言

- ・引き続き全都道府県を対象として、5月31日まで延長。
- ・「特定警戒都道府県」についても、引き続き13の特定警戒都道府県とする。

### 2. これまでの取組の評価と現状

- ・国民の一丸となった取組により、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果。一方で、全国の新規報告数は未だ100人を超えており、当面、新規感染者を減少させる取組を継続することが必要。

### 3. 今後の取組

- ・国民一丸となった取組の継続により、より効果的なクラスター対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規報告数を減少させる。

### 4. 感染の状況等に応じたまん延防止策

- ・特定警戒都道府県においては、「最低7割、極力8割程度の接触機会低減」を目指して、外出の自粛、施設の使用制限等（営業の自粛要請）の取組を継続（但し、リスクの様相や社会経済への影響を踏まえ検討）
- ・特定警戒都道府県以外の県においては、基本的な感染対策を講じることを前提としつつ、外出の自粛は、県を跨いだ移動、夜の街、「三つの密」の場などに限定、施設の使用制限等（営業の自粛要請）は、現にクラスターが発生している施設や「三つの密」のある施設に限定することを基本として、各都道府県知事が判断。
- ・自粛とされている外出以外については、「三つの密」を避けるとともに基本的な手洗いや身体的距離などの基本的な感染対策を継続し感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践が必要。

### 5. 医療提供／サーベイランス・情報収集

#### 《医療》

- 「重症化防止」に重点を置いた医療提供体制の確保のため、軽症者は宿泊療養を基本とする。このため、都道府県はホテル等の施設確保に努めるとともに、国はその取組を支援。

- 外来診療・検査体制の確保のため、集中的に検査を実施する「地域外来・検査センター」の設置を推進。大型テントやプレハブ、ドライブスルー方式による診療を行うことで効率的な体制を確保。

#### 《サーベイランス》

- 医療機関や保健所の事務負担軽減等のため、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための「情報把握・管理支援システム」を早急に構築。あわせて、本システムを活用し、統計データの効率的な収集と分析を行う。

## 1 これまでの県の対応

4 / 2 「県民のみなさまへのお願ひ」  
・接客を伴う飲食店の利用自粛

4 / 3 「県民のみなさまへ緊急のお願い」  
・週末、平日夜間の不要不急の外出・会合自粛  
・首都圏・関西圏との不要不急の往来

4 / 7 「緊急事態宣言 直前」  
・来県者への感染防止対策の周知と徹底

4 / 8 「県民行動指針」  
・週末、平日夜間の不要不急の外出・会合自粛  
・緊急事態宣言の対象地域など他県との往来来自粛等

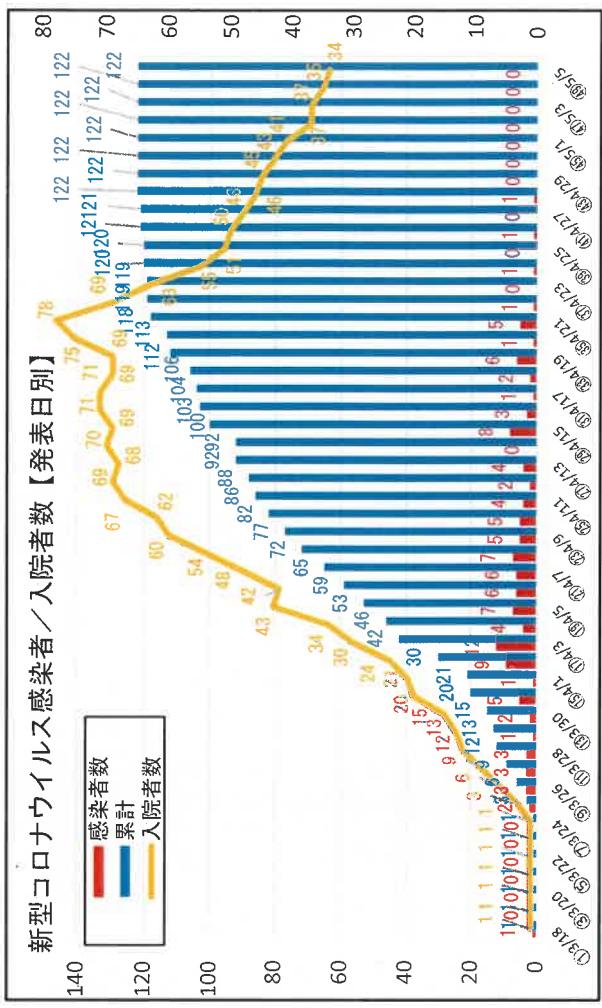
4 / 14 「福井県緊急事態宣言」「総合対策」「県民行動指針Ver2」  
・終日、不要不急の外出、会合・会食の自粛  
・緊急事態宣言の対象地域など他県との往来来自粛  
・県外からの来県者自粛、来県者の2週間自宅待機等

4 / 25 「福井県緊急事態措置」  
・県民のみなさまへ：外出自粛の要請  
・事業者のみなさまへ：休業などの要請  
-1-

福井県内の現状

2 感染状況について

- ・ 県内の感染者発生者は、5月5日時点で122人、入院者数は34人
  - ・ 過去2週間、1日あたりの感染者の発生数は0～1人で推移しており、現在は7日連続で未発生
  - ・ 県内感染経路の分析では、接客や飲食店が関連した力オラオモチのものが85%



- ・ 県内での人の移動は一定程度減少しており、感染状況は落ち着きを見せつつあるが、他の県からくる必要がある。
  - ・ 入院者数はピーク時の半分以下となつたが、医療現場への負担は引き続き大きい状況

## 【来訪者の状況】

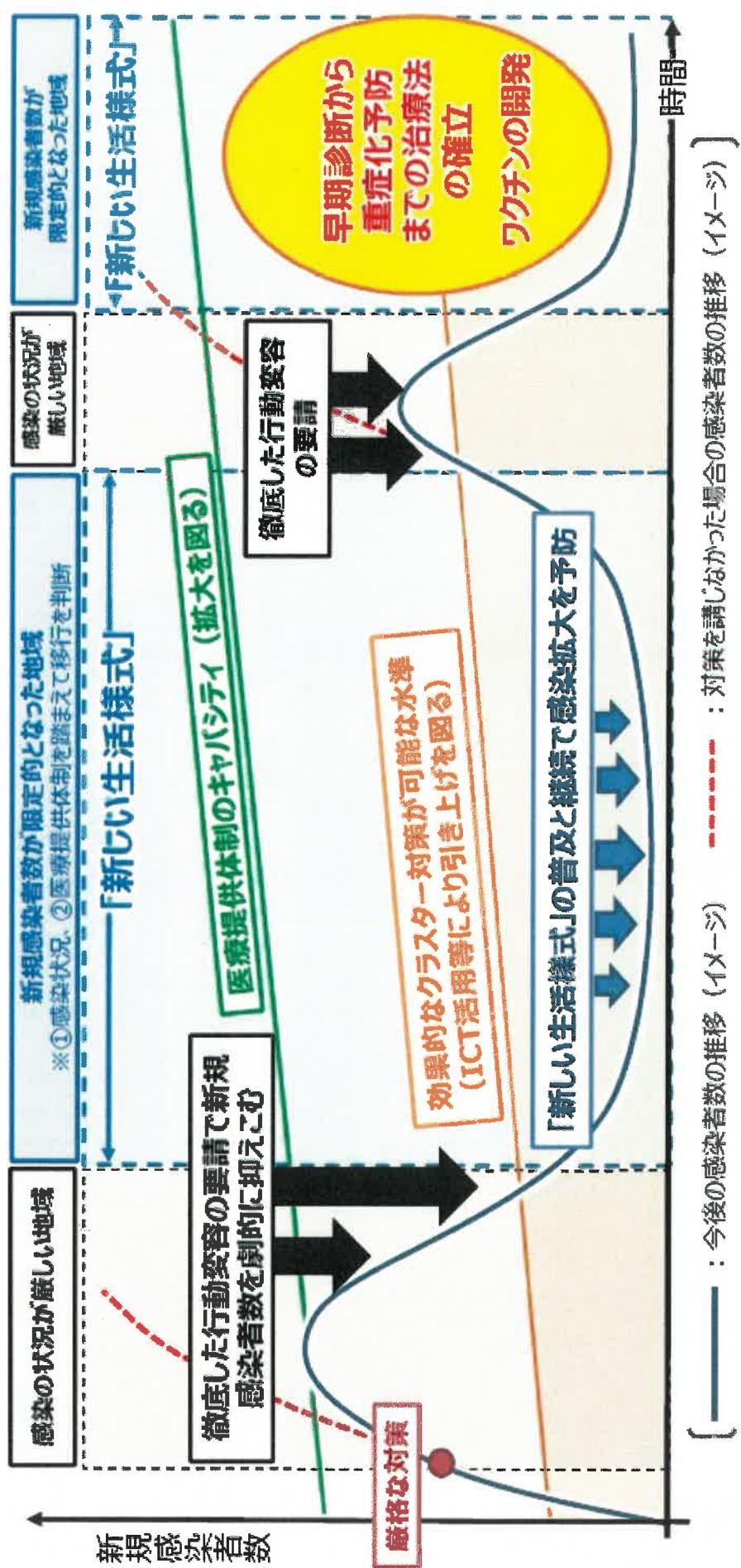
- 内：福井駅周辺（昼）△46.2%、  
福井駅周辺（夜）△81.4%、  
福井市大和田周辺（昼）△46.2%  
福井市片町周辺（夜）△77.3%  
※ 3/9~15と4/27~5/3の比較  
データ元：モバイル空間統計／株式会社NTTドコモ

※ 3/9~15と4/27~5/3の比較

## 福井県内の現状

### 3 福井県の現状

- ・福井県は「新規感染者数が限定的となつた地域」にあたるため、今後は「新しい生活様式」の普及と継続により感染拡大を予防する対策を実施



出典：「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月1日）

# 今後の福井県の対応(案)

令和2年5月5日

資料 3

## 1 県民のみなさま向け

### (1) 令和2年5月7日(木)から

- ・家族での外食や県内における屋外活動(ハイキング、ピクニック、バーベキューなど)は、  
生活の質を向上させるものとして、自粛要請を解除【家族おかげDays】
- ※手洗いや手指消毒などの感染防止対策を必ず実施  
(県民行動指針の1)

### (2) 令和2年5月11日(月)から

- ・平日昼間の外出自粛要請を解除 (県民行動指針の1)

※平日夜間および週末の外出自粛については、引き続き要請(令和2年5月20日まで)

※都道府県をまたいで人の移動については、極力避けるよう要請

※繁華街の接待を伴う飲食店については、利用を自粛

※これまでと同様「三密の場」について、外出を自粛

## 2 事業者のみなさま向け

(1) 休業の要請(特措法第24条第9項)

別紙1 対象施設       別紙2 感染防止対策)

①法に基づき休止を要請している施設 (県外からの流入が想定される施設)  
例) 遊興施設・運動施設、商業施設 (1000m<sup>2</sup>超) 等

・施設の管理者に対し、引き続き休業を要請(令和2年5月20日まで)

・業界団体や県が示す対策例などにより感染防止対策の準備を依頼

②法の趣旨に基づき県が協力を依頼している施設等 (県民の利用が主である施設)

例) 図書館、美術館、博物館(恐竜博物館を除く。)  
1000m<sup>2</sup>以下の施設(学習塾、商業施設等)、飲食店の営業時間短縮等

ア 令和2年5月10日(日)まで

・引き続き休業および飲食店の営業時間短縮を要請

イ 令和2年5月11日(月)から

・業界団体や県が示す対策例などにより感染防止対策を講じた施設から営業を再開  
(県が示す例などにより事業所ごとに感染防止対策を掲示することを依頼)

③GW期間において休業を依頼している施設(行楽主目的のホテル・旅館)

・業界団体や県が示す対策例などにより感染防止対策を講じた施設から営業を再開

(令和2年5月7日から)

## <参考>休業・時間短縮の協力要請を解除する施設

### これらのお施設が営業する際には、適切な感染防止対策の協力を要請

#### (1) 基本的に休止を要請中の施設

床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>超の次の施設

施設の種類	内訳
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 ※県立恐竜博物館は除く。

#### (2) 特措法によらない協力を依頼中の施設

##### 床面積の合計が100m<sup>2</sup>超、1,000m<sup>2</sup>以下の次の施設 (100m<sup>2</sup>未満は対策を講じた上で営業)

大学、学習塾等	大学、専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校、日本語学校・外国语学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外）、エスティック（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外）、エヌエスティック、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室

##### 床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の次の施設

博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
宿泊施設	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）
その他のお施設	

※連休中(4月29日～5月6日)、行楽を主目的とする宿泊施設に対する自粛要請は5月7日に解除

## (2) イベント開催の自粛要請(特措法第24条9項)

・屋内外を問わず、イベントの主催者に対して引き続き自粛を要請(令和2年5月20日まで)

- ・マスク着用や手指消毒設備の設置など感染対策の準備を依頼

## (3) 職場における感染防止対策の徹底 (県民行動指針の4)

- ・計画的在宅勤務(テレワーク)やシフト制の導入など、出勤する人数を減らす働き方改革を推進

- ・出勤時の検温やマスクの着用に加え、時差出勤や自転車通勤など人との接触を低減する取組を推進

- ・手洗いの励行、職員同士の距離確保、定期的な換気、出張を減らすためのテレビ会議の活用など、職場内における感染防止のための取組を推進

### 3 学校の再開

#### (1) 今後の対応

- ・これまでの授業の遅れをできる限り取り戻すため、在宅授業を開始
- ・当面の間、休校を継続
- ・5月7日(木)、8日(金)に入学式や登校日を実施（分散・時差・短時間登下校）

#### (2) 学習動画を活用した在宅授業を開始

- ・本格的な学習動画を配信(5月11日～)  
(高校)インターネットやDVDを活用し、教科書に沿った授業動画を作成・配信  
(小・中学校)教科書に沿った授業を撮影・編集し、ケーブルTVやYouTubeで配信
- ・週1日の登校日(分散・短時間登校)に、翌週の家庭学習の課題を提示、プリント等を配布
- ・PC、タブレット、スマートを有しない生徒に、授業動画を収録したDVDを定期的に送付、  
再生機を有しない生徒には学校から貸与(市町分も県が購入)  
※学習内容の定着が確認できた場合、その内容は履修済みとし、学校再開後、一律の授業で再度指導する必要はないことを文科省に確認している。

#### (3) 休校措置変更の連絡

- ・今後の状況の変化に応じて、休校措置の内容を変更する場合は、その1週間前に周知

## 4 第2波対策の実施

- ・感染拡大の兆候を早期に発見する体制を強化
- ・感染拡大の兆候が見えた場合には、県民に対する外出自粛や休業の措置を実施

### (1) 病床の確保

- ・医師や看護師、医療機関の協力を得て、対応病床を確保

### (2) PCR検査等の早期実施

- ・濃厚接触者や県外からの帰省者等が発熱した場合にPCR検査を早期に実施

### (3) 濃厚接觸者からの感染拡大防止

- ・感染の拡大を最大限抑えるため、濃厚接觸者用の宿泊施設を準備

### (4) 情報開示への協力依頼

- ・感染拡大を防ぐため、感染者や感染場所となつた事業者に対して、個人情報の保護を勘案しながら、情報の開示への協力を依頼

## 5 今後の対応

感染状況や医療提供体制などを踏まえて、来週中に21日以降の対応を判断

**【参考】5月7日以降の対応(主なもの)**

区分		～5/6	5/7～5/10	5/11～5/20
県民の 外出 自粛	平日	昼間		
		夜間		
		週末		
家族活動		【家族おでかけDays】 感染防止対策を実施して、県内における外食や屋外活動を実施		
県外客向け 施設				
休業 要請		感染防止対策を実施して順次営業再開		
休業 要請		感染防止対策を実施して順次営業再開		
行楽目的 ホテル・旅館				
イベント		開催自粛		
学校 再開		入学式・登校日 週1回登校、在宅授業		

## 対象施設一覧

別紙1

### 1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請内容		
遊興施設等	キャバレー	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)		
	ナイトクラブ	対象			
	ダンスホール	対象			
	スナック	対象			
	バー	対象			
	ダーツバー	対象			
	パブ	対象			
	性風俗店	対象			
	デリヘル	対象			
	アダルトショップ	対象			
	個室ビデオ店	対象			
	ネットカフェ	対象			
	漫画喫茶	対象			
	カラオケボックス	対象			
	射的場	対象			
	ライブハウス	対象			
	場外馬(車・舟)券場	対象			
	文教施設	小学校		対象	原則として施設の使用停止および催物の開催停止を要請 (=休業要請)
		中学校		対象	
義務教育学校		対象			
高等学校		対象			
高等専修学校		対象			
高等専門学校		対象			
中等教育学校		対象			
特別支援学校		対象			
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼 (特措法によらない協力の依頼)。ただし、100平方メートル以下の施設については、 5月11日以降、対象外。営業を継続する場合にあっては、適切な 感染防止対策の徹底を依頼		
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	対象			
	日本語学校・外国語学校	対象			
	インターナショナルスクール	対象			
	自動車教習所	対象			
	学習塾	対象			
	オンライン授業	対象外			
	家庭教師	対象外			
	英会話教室	対象			
	音楽教室	対象			
	囲碁・将棋教室	対象			
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象			
	そろばん教室	対象			
	バレエ教室	対象			
	体操教室	対象			
	運動・遊技施設	体育館		対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
		屋内・屋外水泳場		対象	
ポワリング場		対象			
スケート場		対象			
ゴルフ練習場(※)		対象外			
バッティング練習場(※)		対象外			
陸上競技場(☆)		対象外			
野球場(☆)		対象外			
テニス場(☆)		対象外			
柔剣道場		対象			
弓道場		対象外			
スポーツクラブ		対象			
ホットヨガ・ヨガスタジオ		対象			
マージャン店		対象			
パチンコ屋		対象			
ゲームセンター		対象			
テーマパーク		対象			
遊園地		対象			

## 1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請内容
劇場等	劇場	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	5/11以降に対象外 営業を継続する場合にあっては、適切な適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※県立恐竜博物館は除く。 —施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼 —(特措法によらない協力の依頼)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	ホテル（連休期間（4月29日～5月6日）の行楽を主目的とする宿泊に係る事業）	対象	
	旅館（連休期間（4月29日～5月6日）の行楽を主目的とする宿泊に係る事業）	対象	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	5/7以降は対象外 施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼 —(特措法によらない協力の依頼)  【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼 —(特措法によらない協力の依頼)。ただし、100平方メートル以下の施設については、 5月11日以降対象外。営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	対象	
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持するうえで必要な施設のため継続を要請）

種類	施設	休止要請	要請内容
医療施設（※）	病院	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請  ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	食料品売り場（移動販売店舗を含む）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパー・マーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ドラッグストア	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 5月11日以降、営業時間短縮の協力要請を解除 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。 （宅配・テークアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
社会福祉施設等	幼稚園、保育所、こども園	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※家庭での対応が可能な利用者については、利用自粛を要請
	学童クラブ	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	障がい福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
住宅・宿泊施設	その他の社会福祉施設	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	ホテル（床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもので集会の用に供する部分および連休期間（4月29日～5月6日）の行楽を主目的とする宿泊に係る事業を除く）	対象外	
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもので集会の用に供する部分および連休期間（4月29日～5月6日）の行楽を主目的とする宿泊に係る事業を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	

2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持するうえで必要な施設）

種類	施設	休止要請	要請内容
工場等	工場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
	発電所	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	
その他	理髪店	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（物価統制令の対象となるもの）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	プライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ <sup>†</sup>	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

## 4. 適切な感染防止対策

別紙2

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	利用者の入場制限、入出店時・店内ともに行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m（最低約1m）間隔の確保） 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、咳エチケット、手指の消毒、手洗いの励行 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所の低減（キャッシュレス、自動ドア利用等） 店舗・事務所内の複数人の手が触れる箇所の定期的な消毒（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、タブレット、タッチパネル、レジなど） 手や口の触れるもの（コップ、箸など）の適切な洗浄 人と人が対面する場所を、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 ユニフォームや衣服のこまめな洗濯 来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 休憩スペースの利用人数の制限、対面での食事や会話をしないよう留意 手洗い場におけるペーパータオルの設置、ハンドドライヤーの使用停止
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進） 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

## 5. 休業・時間短縮の協力要請を解除する施設において、 「4. 適切な感染防止対策」以外に特に留意すべき対策の例

（業界ごとのガイドラインが策定されるまでの暫定的なもの）

施設	留意点
飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店等、 ※不要不急の外出 自粛中であり、 利用客は、個人 または家族の外 食のみ	食事中は、マスク着用できない・会話を行う・口に食べ物を運ぶことから、感染リスクが比較的高いことを前提として感染対策を徹底する。 座席は間にパーテーションを設けるか、対面を避け、横は一つ以上空ける（家族利用を除く）。 換気を十分に行う。客の入れ替え時の机、椅子等の消毒や清掃を徹底する。 室内の喫煙場所で、密集を避けられない場合は、利用を禁止する。 ビュッフェ形式の提供は控える。 感染者が出た場合の感染経路特定のため、利用者の連絡先を一時的に保存（可能な範囲で）。
音楽教室	大きな声を出すこと歌うことは、感染リスクが高いため、可能な範囲でマスクを着用し、換気や身体的距離を十分とる（特に対面に立っての発声は避ける）。 管楽器の使用は飛沫等が飛散しやすいため、手指消毒の徹底、換気や身体的距離を十分とする。
バレエ教室 体操教室	更衣室は3密になりやすいため、身体的距離をとり、会話を控え、換気を十分に行う。 利用中は呼気が激しくなることもあるため、床や使用した器具をこまめに消毒し、換気を十分に行う。
岩盤浴、サウナ、 日焼けサロン	更衣室は3密になりやすいため、身体的距離を十分とり、会話を控え、換気を十分に行う。 利用中はマスクを着用できないため、可能な限り入室者を制限し、身体的距離を確保する。 休憩スペースでの密集を避け、食事やマスク無しでの会話を控える。 感染者が出た場合の感染経路特定のため、利用者の連絡先を一時的に保存。
整体院、エステサロン、脱毛サロン	施術中は身体的距離がとりにくいため、マスクを着用、手指の消毒を徹底、対面の時間をできるだけ減らし、換気を十分に行う。 客と直に接するスタッフの健康管理を徹底する。客の健康状態も入店前に確認する。 感染者が出た場合の感染経路特定のため、利用者の連絡先を一時的に保存。

※ 換気は、厚生労働省の基準を参考（機械的換気（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>） or 窓開放（毎時2回以上））

（「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日））

○“助け合おう！ふくい”「心をひとつにふくい応援基金」の創設

- ・新型コロナウイルス感染症の最前線で働く医療従事者等を支援するため、官民一体となって基金を設け、県民等からの寄付を呼びかけ  
(活用例) 医療従事者の勤務環境の改善への支援  
　　感染症対策の充実

寄付受付開始（予定） 5月中旬（来週中）

○「学生版ニューデイール」により大学生等の収入を確保

- ・学生や保護者の収入が減少するなど経済的に困窮している学生を支援するため、県や大学・企業において積極的にアルバイト雇用  
(雇用例) 大学研究室における研究作業  
　　大学施設（樹木や実習農場等）の整備  
　　新型コロナウイルス感染症対策に関するデータ入力など

# 県民行動指針 Ver3

※下線は改定箇所

省内での人の移動は一定程度減少しており、感染状況は落ち着きを見せつつありますが、他県からの感染を注視する必要があります。

県民のみなさまには、「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「新しい生活様式の実践例」の普及と継続により感染拡大を予防し、大切な人の命と健康を守るため、5月20日(水)までの間、以下のことをお願いいたします。

## 1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることなくするために、人と接触する機会を極力減らす必要があります。

平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食(接客を伴う飲食店の利用を含む)の自粛を徹底してください。(5月11日(月)以降は、平日昼間の外出を再開していただいて構いません。)

ただし、家族の生活の質を向上させる「家族お出かけDays」として、家族で外食やバーベキュー、ハイキング、ピクニックなどの屋外活動は再開していただいて構いません。

## 2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には絶対に外出しない、人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空ける、マスクの着用、こまめな手洗いなど、感染防止対策を徹底し、「うつさい・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の家族がいる場合には、部屋や食事を別にするなど生活空間や使うものを分けたり、トイレ等の消毒を行うなど、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

## 3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つくらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場(3密)を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫(整理券の配布、テイクアウトの実施など)や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

## 4 職場における感染防止対策を徹底する

感染拡大のリスクを減らすため、計画的在家勤務(テレワーク)やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、人との間隔を空ける、マスクの着用、手洗いの励行に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂などにおける3密の回避など感染防止対策を徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止にご協力ください。

## **5 医療機関を受診する前に電話で相談する**

発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医にまずは電話で相談し、受診時にはマスクを着用するなど対策をお願いします。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所にご相談ください。

## **6 県内医療を守るために最大限協力する**

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力するようお願いします。

## **7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来を自粛する**

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、県外のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。来県された方におかれでは、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分にご注意いただき、不要不急の外出を控えるようお願いします。

## **8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する**

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

## **9 人権・個人情報保護を徹底する**

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年5月5日

福井県知事 杉本 達治

# 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で  
**オンライン帰省**



2 スーパーは1人  
または**少人数**で  
すいている時間に



3 ジョギングは  
**少人数**で  
公園は**すいた時間、**  
場所を選ぶ



4 待てる買い物は  
**通販**で



5 飲み会は  
**オンライン**で



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは  
**自宅**で動画を活用



8 飲食は  
**持ち帰り、**  
**宅配**も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



10 会話は  
**マスク**をつけて



3つの密を  
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定